

中小企業をはじめとする市内企業の拠点化促進

中小企業研究開発機能強化支援補助金の拡充

市内中小製造業のマザー工場化を一層進めて拠点化を進めることにより、企業の市内における継続的な操業を通じた産業集積の維持・拡大及びものづくりの技術・技能の伝承を図る。また、拠点化を促進することは、産業の空洞化、市内企業の流出抑止につながる。

- ◆研究開発機能強化を目的とした施設の建築及び設備の導入に要した経費の一部を補助
- ◆補助率の拡充 現行 5% → 25%
- ◆補助限度額の見直し 補助限度額10億円 → 補助限度額1億円

企業立地促進条例

本条例に定める優遇措置(税の軽減)により、堺市内の工業適地に企業投資を誘導して、雇用機会や事業の拡大及び産業の空洞化の防止を図り、もって、地域経済の活性化、産業の高度化及び市民生活の向上に寄与する。

- ◆優遇内容:工場等の新たな立地、増設及び建替えへの投資に対して、固定資産税(家屋、償却資産)、都市計画税(家屋)及び事業所税を軽減

①投下固定資産額:600億円以上→4/5軽減、②300億円以上→2/3軽減、③10億円以上→1/2軽減

※但し、中小企業は1億円以上で③を適用。①・②は全従業員の1/5以上が市内居住者であることが必要。

- ◆実績:認定件数延べ71件 対象投資額 約9,300億円 雇用計画人数 約5,000人

(※平成17年度からの累計 うち、内陸部の認定企業 3社(平成24年度認定))